

2007年度(第5回)

司法支援建築会議運営委員会議事録

1. 日 時 : 2008年1月22日(火) 13:30~15:30

2. 場 所 : 日本建築学会会議室

3. 出席者 : 委員長 仙田 満

委 員 松本 光平、関沢 勝一、池永 博威、藤井 衛、斉藤 賢吉、
鈴木 秀三、川上 正倫 (順不同、敬称略)

(記録 : 川上正倫)

4. 提出資料

- 資料 - 1 司法支援建築会議運営委員会議事録(案)(2007.11.05)
- 資料 - 2 鑑定人候補者推薦について(回答)
- 資料 - 3 集合住宅を巡る建築紛争編集小委員会設置申請書
- 資料 - 4 司法支援建築会議会員候補者申込書
- 資料 - 5 「建築関係訴訟委員会」ならびに「建築関係訴訟検討会」の提案議題について
- 資料 - 5 -1 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会との意見交換論点の整理
- 資料 - 5 -2 構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応ほかまとめ資料
- 資料 - 5 -3 鑑定人候補者推薦の流れ
- 資料 - 5 -4 調停委員・鑑定人経験者アンケート調査(過去3年分)
- 資料 - 6 日弁連次回意見交換会について
- 資料 - 7 2007年度決算見込みならびに2008年度予算案

5. 審議事項

. 確認事項

1) 前回議事録(案)について(資料1)

- ・ 前回議事録案(2007.11.5)を報告後、以下の修正・補足ののち確認、了承された。
 - ・ 1) 前回議事録「(2006.9.6)」 「(2007.9.6)」に修正
 - ・ 3) 6項目1行目「・後打ちアンカー~認めていることになる。」 削除
 - 7項目1行目「 欠陥があるとして~小さくなっている。」
「欠陥を認定しても欠陥を修理して売却した場合、資産価値を評価すると損害額が小さくなることもある。」

. 報告事項

1) 各部会報告

(1) 支援部会

・ 80年以上たっている木造建築物に関して安全性を評価鑑定して欲しいという裁判所から依頼があった。10項目以上の詳細な鑑定が望まれており、大きな鑑定会社を望まれている案件である故、理由をつけて辞退する回答(資料2)を行った。なお、この回答に関して検討の上裁判所から再度今月(1月)中に返答がくることになっている。再要請が来る可能性が高いとの報告が会った。

8人程度断られているややこしい案件である。

複数の鑑定人によるチームでやるのはどうか。

できない鑑定項目を挙げていき、これならできるという条件をだすのはどうか。ただ引受けるかどうかの事前調査にかなり労力がかかるが、そこには費用がでない。

裁判所との意見交換会の議題としたい。

朽廃については裁判所が判断することであり、過去に建築研究所で朽廃であると判断した物件について現状を見て使えているのであれば朽廃ではないとする裁判所判断が下された事例がある。

学会としてはなんらかの形で引受ける必要があるが、条件付けのために事前調査はかせない。

事前調査費用は営業扱いされてしまうのが現状。国が費用を持っていないので民事事件で事前調査費用を盛り込むことは難しい。

予算がつくようなシステムを要求する。

学会として引受けた場合は鑑定費用に盛り込むこととしたい。

木造の場合は訴額も低く鑑定費用も低いので難しいのではないかと。

朽廃かどうかによって立退料を決めているというのが大きな裁判理由で科学的、学術的に判断すべきか裁判官を交えて事前打合せをすると簡略化できるのではないかと。などの意見が出された。

(2) 調査研究部会

・鑑定報告書のまとめが遅れているが、担当者を変更して早急に進めることになったという報告があり了承された。

(3) 普及・交流部会

・テキスト委員会を設置することになった。スケジュール、メンバーについて報告があり(資料3)、了承された。(テキストの内容については前回の委員会で報告済)

議案

1) 司法支援建築会議会員候補者について

記載不備の為前回再度審議(資料4)となった件を含め天崎正博氏、平井保則氏、坪井秀樹氏の3名の申込があり承認された。

2) 「建築関係訴訟委員会」ならびに「建築関係訴訟検討会」の提案議題について

・最高裁からの提案5点と東京地裁からの提案3点について事務局から報告があった(資料5)。

・「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書平成19年版について」について、仙田委員長から報告があった。

弁護士が不理解からクライアントの代理人として紛争化して長期化させているのではないかと。

弁護士会も専門化すべきではないかと意見している。(仙田委員長)

消費者対象の弁護士に社会的視点の理解をもたせる必要があるのではないかと。

補修方法と費用を算定したいとの希望がある。

項目立てして口答にて説明するのはどうか。

申し入れの弁護士会に了解をとるなどの方法が必要。

・「消費者系との意見交換会について(最高裁提案)」について、日弁連との意見交換の論点整理の資料について事務局から説明があった(資料5・1)。

技術問題と法令違反に関して双方で意見が異なるようである。

JASS水準でやるべきであるとの弁護士側主張が強い。

弁護士会の了承なしでは提出できない。

論点について抽出して表にするくらいの感じでまとめられないかと。

司法支援建築会議が消費者の問題と向き合うべきなのか学会としての対応を検討する必

要がある。

- ・「建築基準法改正の影響について（最高裁提案）」について、学会の取り組みに関してのまとめ資料に関して事務局から説明があった（資料5・2）。

基準法の厳格化は技術的な紛争を減らす方向性に向かっているが、消費者側のクレームはどんどん増えることで紛争は減らないのではないか。

- ・「調停委員、専門委員、鑑定人の推薦システム選任の実情について（東京地裁提案）」についての作成資料に関して事務局から説明があった（資料5・3）。

- ・「司法支援建築会議との協力体制のアイデアについて、地方の裁判所に対する司法支援のあり方について（東京地裁提案）」について過去3年分の調停・鑑定委員経験者のアンケート調査のまとめ資料に関して事務局から説明があった（資料5・4）。

3) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会意見交換会について

- ・次回意見交換会について事務局より報告があった(資料6)。

2月に学会から指針が出るので、講習会テキストが出て、テキスト執筆メンバーが参加できる5月の方が良いのではないか。

4) 司法支援建築会議決算見込みならびに予算案について

- ・2007年度の決算見込みならびに2008年度の予算案について事務局から報告があり承認された。（資料7）

次回開催予定

日時：2008年3月24日（火）13：30～15：30

場所：建築学会会議室